

令和 7 年度監査報告書

公の施設の指定管理者監査

国分寺市生きがいセンターにしまち

令和 7 年 12 月

国分寺市監査委員

令和7年度公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設	国分寺市生きがいセンターにしまち
指定管理者	株式会社こどもの森
所管部課	福祉部高齢福祉課

第3 監査の範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和7年9月2日から令和7年12月23日まで

現地調査 令和7年10月7日

第5 監査の着眼点

1 所管課関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 協定等に基づく業務及び企画提案時の提案内容等の履行確認は、事業報告書等によりなされているか。
- (7) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 企画提案時の提案内容等は履行されているか。
- (4) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。

- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (9) 利用促進のための努力はされているか。
- (10) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課の指定管理に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査、現地調査、所管部課職員及び関係者からの説明聴取並びに講評時の弁明、意見聴取により実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 株式会社こどもの森

2 指定の意義

国分寺市生きがいセンターにしまちの管理に関して、国分寺市が株式会社こどもの森の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、高齢者福祉の一層の増進を図ることにある。

3 業務の範囲（生きがいセンターにしまちに関する業務について）

- (1) 施設の使用承認等及び使用料の納入等に関する事。
- (2) 使用承認の変更及び取消しに関する事。
- (3) 施設の使用に伴う使用者への便宜の寄与に関する事。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関する事。
- (5) 施設の簡易修繕に関する業務に関する事。
- (6) 施設の管理運営に関する事、市長が必要と認める事。
- (7) 地域生きがい交流事業に関する事。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理費 ※

令和6年度	71,480,000円
令和7年度	71,500,000円
令和8年度	72,450,000円
令和9年度	73,550,000円
令和10年度	74,500,000円

※「西町地域センター」、「にしまち児童館」、「西町学童保育所」の指定管理費を含む。

6 決算額

指定管理業務の収支状況

※「西町地域センター」、「にしまち児童館」、「西町学童保育所」の決算額を含む。

年 度	収 入	支 出	収 支
令和6年度	72,250,105円	70,379,162円	1,870,943円

自主事業の収支状況

年 度	収 入	支 出	収 支
令和6年度	0円	0円	0円

7 施設の概要（西町地域センター、生きがいセンターにしまち及びにしまち児童館）

所在地 国分寺市西町三丁目22番地1

面 積 延床面積 1,489.720m²

構 造 鉄筋コンクリート造（地上2階・地下1階）

第8 監査の結果

監査の着眼点に留意し国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下記述する。

1 所管課

① 業務の第三者への委託について

指定管理者より、業務の第三者への委託予定についての報告があったが、「国分寺市生きがいセンターにしまち 施設の管理に関する協定書」第51条の規定で必要とされている書面による承諾を行っていなかった。協定の遵守と責任の明確化のため書面による適正な承諾を行われたい。

② 施設の安全性について

現地調査にて、避難経路等の施設の安全性について確認を行った。本施設は多くの高齢者が利用する施設であることから、非常時に迅速な避難をするためには、平常時から施設の安全対策に万全を図ることが重要である。安心安全な施設の維持管理のため、指定管理者に対する管理・監督に加え、モニタリングチェックの際には、施設の防災上の安全面についてもチェックする体制を強化されたい。また、施設を管理する他課とも連携して、適切な維持・管理に努められたい。

2 指定管理者

① 施設の安全性について

現地調査にて、避難経路等の施設の安全性について確認を行った。本施設は多くの高齢者が利用する施設であることから、非常時に迅速な避難をするためには、平常時から施設の安全対策に万全を図ることが重要である。安心安全な施設の維持管理のため、引き続き配慮をされたい。

第9 意見

市民が利用する施設にとって、アンケートは利用者の意見を集め、要望や不満点を把握する重要な手段である。利用者の意見を正確に把握し、サービス品質がより向上するよう、指定管理者と所管課とで協議の上、更なる工夫をされたい。